

◎農・林・商・工業

農業

新規就農制度

▶農林建設課農政係 ☎IP53-2322

町では、新規就農を目指す方に対して、奨励金や補助金などの支援を行っています。

新規就農実習者の認定を受けると、期間中は地域おこし協力隊（農業研修員）として受入指導農家のサポートが受けられ、また、新規就農実習農場では実際に自ら栽培しながら、一定水準の栽培技術を習得することができます。

新規就農を目指す方（新規就農実習者および新規就農者の認定を受けた方）には次のような支援措置があります。

対象	区分	支援内容
新規就農実習者	奨励金	生産技術および経営管理方法の研修費用として20万円以内の額を交付（実習期間中3年以内に1回交付）
	新規就農実習農場	施設を無料で利用可（実習に要する費用は自己負担）
新規就農者	奨励金	農地の利用権を設定した場合、1年分の賃借料に相当する額または50万円を超えない額のいずれか低い方を交付
	補助金	・就農3年以内に農業用施設・機械を取得した場合、取得価格の50%以内または300万円を超えない額のいずれか低い方を交付 ・就農予定日前1年以内および就農日から5年以内に、住宅の新築、購入、増改築をする場合、事業費の50%以内または150万円を超えない額のいずれか低い方を交付

上記のほか、国の支援制度（新規就農者育成総合対策）も活用できます。

林業

森林の土地の所有者届出

▶農林建設課農村整備係 ☎IP53-2322

個人・法人によらず、売買契約のほか、相続・贈与・法人合併などにより森林の土地を新たに取得した場合は、事後の届出が必要です。

面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

《届出に必要なもの》

森林の土地の所有者届出書、森林の土地の位置を示す図面（任意図面）、当該土地の登記事項証明書その他の原因を証明する書類

※無届または虚偽の届出をした時は、10万円以下の過料が科せられることがあります

商・工業

若者就業支援事業

▶企画振興課商工観光係 ☎IP53-2325

若者の町内の事業所への就業支援、定住促進および地域経済活性化を図るため、町外より転入し町内賃貸住宅に移り住む30歳以下の若者に対し家賃の一部を補助します。

中小企業者等支援制度

▶企画振興課商工観光係 ☎IP53-2325

《月形町中小企業者等支援事業》

起業者の育成および中小企業者等に対して、本町の経済の活性化と雇用の拡大に寄与するための事業への支援制度です。

事業名	内容
起業者等支援事業	個人または団体が新たに事業拠点を町内に設けるなど、町の経済活性化、雇用の創出につながると考えられる事業を実施する方を対象に、事業設立までの計画策定にかかる事業費と開設にかかる費用や不動産、設備等の購入、修繕費用の一部を補助します
ひとつづくり支援事業	中小企業の方が創業後1年以内に30才未満で中学校・高校・大学卒業後3年以内の若年者を雇用し、1年以上常用労働者として雇用した場合に補助します
ものづくり支援事業	中小企業者および企業化を目指す個人および団体で、新製品の開発につながると認められる研究または開発で、月形町への経済的波及効果があり、知名度を高める可能性が期待できる事業に補助します

《中小企業振興融資》

商工業者の経営安定と健全な資金運用を図るため、町内の金融機関に運用資金を預託し低利融資を行います。

《中小企業者等資金融資に係る保証料および利子補給》

中小企業振興融資預託金による融資斡旋時に発生する信用保証協会の保証料を助成します。また、経営基盤の強化と安定化を目的として、融資の償還利子補給を行います。

事業承継及び新規就業支援事業

▶企画振興課商工観光係 ☎IP53-2325

《商工業後継者等新規就業支援事業》

町内商工業者の経営を継続発展させることで商工業の振興を図ることを目的に、町内で商工業を営む方の後継者または新たに商工業を自ら興し営む方に支援金を交付します。

《U I J ターン新規就業移住支援事業》

就業による移住促進および町内中小企業における人手不足の解消を図るため、東京圏から移住し、就業または起業しようとする方が、北海道が行うマッチング支援事業等と連携し、転居・就業または起業・定着に至った場合、北海道と協働して移住支援金を交付します。